

優良な電子帳簿保存に係る加算税の軽減措置
がある場合の加算税の基礎となる税額の計算書

あなたの優良な電子帳簿保存に係る軽減措置の基礎となる税額は、この計算書の⑳欄の太枠内に記載しています。

年分

氏名

殿

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗		
		A 前の額			B 後の額			C 電磁的記録 事由部分の額			D 電磁的記録 事由部分の 額 (B - C)																			
所得金額	総所得	円	円	円	円																									
	所得																													
	所得																													
所得金額から差し引かれる金額																														
課税される額	総所得																													
	所得																													
	所得																													
算出税額	⑤に対する税額																													
	⑥に対する税額																													
	⑦に対する税額																													
	計																													
所得税額から差し引かれる金額																														
差引所得税額 (⑪ - ⑫) (引ききれないときは0)																														
災害減免額																														
再差引所得税額 (基準所得税額) (⑬ - ⑭)																														
復興特別所得税額 (⑮ × 2.1%)																														
所得税及び復興特別 所得税の額 (⑮ + ⑯)																														
外国税額控除等																														
源泉徴収税額																														
申告納税額 (⑰ - ⑱ - ⑲)																														
予定納税額																														
確定納税額	納付すべき税額																													
	還付金相当額																													
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)																													
	減少する所得税額に 係る還付加算金																													
増差税額 (B、DはAとの増差税額)																														
加算税の基礎 となる税額																														

付表の八の六